



2011年8月

自動販売機専用

AIUの 海外旅行保険

広がる世界へ、この安心とともに。



■自動販売機（引受機）による契約方法

1.ご質問項目

画面に表示される
5つの質問項目にお答えください。

2.ご入力項目

次の項目を入力してください。

- 帰宅日
- 電話番号
- 旅行先
- ご契約タイプ
- お名前
- 現住所
- 年齢
- ご契約案内送付
- 性別

ご希望により「ご契約内容のお知らせ」を
現住所あてにお送りします。「送付希望」
または「送付不要」をお選びください。

3.お申込内容

ご入力いただいたお申込内容が
画面に表示されますので、
ご確認ください。

4.保険料の払込み

保険料は現金（日本円の紙幣のみ）
またはクレジットカードのどちらかー方
で払い込みください。ただし、ご利用に
なられる空港・ターミナルによっては、
現金・クレジットカードいずれかのみ
のお取扱いとなりますのでご了承ください。
（硬貨のお取扱いはしておりませんので
ご注意ください。）

5.「契約証」「ご契約のしおり」のお受取り

「契約証」（受取り口より）と「ご契約のしおり」
（右手しおりBOXより）をお取りください。

AIUの海外旅行保険は

さまざまなリスクを

幅広くカバーし、

海外旅行に行かれる

お客様の不安を

解消します。

目次

P.3	AIUの3つの安心ポイント
P.5~10	ご契約タイプ一覧表
P.11~18	重要事項説明書
裏面	お問合せ先 ご契約内容確認事項

保険期間31日まで

緊急歯科治療費用



旅行中に
急に歯が痛くなった(注1)

保険期間31日まで

疾病応急治療・救護費用



「旅行前にかかっていた
病気が急激に悪化(注2)

治療・救護費用



階段で
転倒して
骨折
盲腸で
入院
ケガや病気で長期入院し、
日本から家族が現地に
駆けつける

傷害死亡・疾病死亡



ケガまたは病気が
原因で亡くなった

携行品



カメラを落とし、
壊してしまっ

傷害後遺障害



旅行中の交通事故の
ケガが原因で、
後遺障害が生じた

個人賠償責任



お湯を出しっぱなしで
寝てしまい、水浸しになり、
修理費を請求された

航空機寄託手荷物遅延



航空会社に預けた
手荷物が出てこない

(注1)緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。なお、緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。

(注2)旅行前に渡航先の病院または診療所で診察の予約または入院の手配などが行われていた場合や、温泉療法、はり、灸、カイロプラクティック、整体、リハビリテーションなど、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくはこのパンフレット内「重要事項説明書」の「契約内容のご説明」「2.保障（補償）内容」をご確認ください。

AIUには、実際このような事故が報告されています。

観光中に、階段で足を踏み外し
転倒。頭蓋骨骨折で30日間の
入院となった。

約650万円
治療・救護費用



リゾート地で日焼けによる
火傷を負い、医師による診察・
薬の投与を受けた。

約60万円
治療・救護費用



現地料理店にて、辛い食べ物ツアー
を満喫後、激しい胃痛・下痢・嘔吐の
症状を発生、その後入院し治療
を受けた。

約56万円
治療・救護費用



2010年1月 AIU実績

AIUの3つの安心ポイント!

POINT 1 AIUアシスタンスセンターにおまかせ!!



(イメージ)



24時間日本語対応



電話1本でOK

キャッシュレス・
メディカルサービス



医師・病院の
紹介・手配



入院・転院の
手配



緊急移送時の
輸送機関の手配



付添医師・
看護師の手配



入院時のご家族への
状況報告



電話による
医療通訳サービス



医療情報の
提供



捜索・救護機関の紹介・手配、
救護者のホテルなどの手配



パスポートやクレジットカードなどの
紛失・盗難時の手続きのご案内



弁護士との紹介・
手配



保険に関わる
各種のご相談受付

AIUアシスタンスセンター
では、ご連絡をいただいて
からお客様の状況に
適したサービスをご案内
します。

POINT 2 キャッシュレス・メディカルサービスを提供

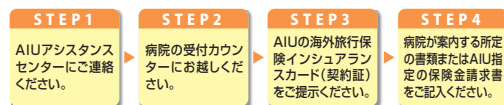


(イメージ)

「キャッシュレス・メディカルサービス」とは…

米国を中心に、**世界55万ヶ所以上**の医療機関で、その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービスです。お手元に現金をお持ちでなくても、安心して治療が受けられます。

■ご利用方法



■ご利用に際しての注意

- *「緊急歯科治療費用」については、上記サービスはご利用になれません。
- *保険の対象とならない費用や保険金額(ご契約金額)を超えた部分の費用については、上記サービスはご利用になれません。
- *医療機関側の理由などで上記サービスを受けられない場合もあります。受診前にAIUアシスタンスセンターまたは病院へご確認ください。

POINT 3 こんなケースもAIUなら幅広くカバー

**保険期間
31日までの
契約に限り
補償**

健康告知不要!

緊急な歯科治療について

ご旅行中に生じた急激な歯の痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療を補償します(10万円限度)。

持病・既往症について

「持病・既往症」について、応急治療費用などが補償される特約をセット(300万円限度)。旅行開始前に治療を受けたことがある病気が急激に悪化した場合も補償されますので、ご安心いただけます。

妊娠について

妊娠初期の異常による症状(妊娠満22週以降の発症は除きます。)も補償されます。

お申込みの前に必ずお読みください。

- 31日以内の旅行にご利用いただけます。
- 「キューバ」が渡航先に含まれる場合は、お引受けできません。また、出発後の予定の変更により「キューバ」に渡航された場合など、いかなる場合でも、「キューバ」で生じた事故については保険金をお支払いすることができません。
- 旅行の目的や入力内容によっては、お引受けできない場合があります。
- この保険は海外旅行、たとえば観光旅行などの目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの損害を補償の対象としております。したがって、次のような場合にはお引受けできませんので、予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポートの提示が必要となることがあります)
 - 日本国外で永住権を持って居住される場合(アメリカのグリーンカード・ミリタリーID保持者など)
 - 帰国の予定が不明確な場合
 - 帰航後(旅行期間の途中から)の加入をご希望の場合 など
- 旅行者(被保険者)が旅行出発日時点で満20才未満の場合は、同一の補償内容を提供する他の保険契約(共済も含む)と合算で傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1,000万円を上限とさせていただきます。
- お申込みになる方ご本人およびお子さま(満20才未満)以外の方を保険の対象とすることはできません。
- ご旅行に行かれる方(保険の対象となる方)は日本在住の方で満80才までの方に限ります。
- お支払いいただく保険料は、現金(日本円の紙幣のみ)または、クレジットカードでのお支払いとなります。ただし自動販売機によってはいずれかのみのお取扱いになりますので予めご了承ください。
- ご契約タイプはP.5~P.10の一覧表よりお選びください。
- 自動販売機(引受機)でのお申込みはお1人様につき1契約のみとなっております。
- 申込用紙は、この引受機から取り出された日の翌日以降は使用できません。
- 入力事項(特に旅行者の年齢・性別および告知事項)が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
- お申込みになる方ご本人の確認のため写真撮影をおこなっておりますので予めご了承ください。
- 以下の運動を伴う旅行はお引受けできません。

山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングを含む)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦(職務として操縦する場合を除く)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機などを含む)、パラシュートなどパラシュート型超軽量動力機を除く)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

なお、熱気球、ヨットによる太平洋横断など冒険性の高いもの、著しく危険度の高いものについてもお引受けできません。

- ご旅行中に従事する職務が、以下の職種に該当する場合はお引受けできません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含む)競争選手(競艇選手)、拳闘家(プロボクサー)、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリー含む)、力士(相撲取)、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、炭鉱技術者(入坑する者)、鉱山技術者(入坑する者)、併屋(スタントマン)、漁船乗組員(海面)、海面漁労作業者、採鉱員(坑内作業者)、発破員、採炭員(坑内作業者)、トンネル掘さく工、ダム掘さく工、支柱員(坑内作業者)、坑内運搬員、坑内保守員、石切出作業者、採石工、石切工、運転代行運転者、船舶関係従事者(船舶[漁船を除く]に乗船することを職務とする者)、航海士(漁船を除く)、甲板員、小型船舶運転者(漁船を除く)、バーサー(船舶)、船舶給仕従事者、水先人、ガイド(遊覧船)、テストパイロット、バイク乗業者、ビザメモ員、船内・沿岸・港湾運搬作業者、火薬・爆薬類製造工(取扱者を含む)、花火製造工、化学製品製造作業(硫酸・硝酸等の強酸、劇毒物取扱者)、潜水作業(建設作業)、潜かん(函)工、清掃員(高所[3階以上]屋外、煙突、ガラス、壁面)

- ご旅行中に従事する職務が、以下の職種に該当する場合は、傷害死亡、傷害後遺障害の保険金額が3,000万円以下のタイプにお引受けの制限をさせていただきます。

農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業、建設作業

「ご契約タイプ」はこちらをご覧ください。 >>>

重要

①旅行者(被保険者)が満20才(旅行出発日時点)の場合

上記①または②に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病
 ぞれ合算して1,000万円を上限とさせていただきます。P.7~8に別

②申込人と旅行者(被保険者)が異なる場合

死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれ
 途ご契約タイプを記載しておりますので、ご確認ください。

ご契約タイプ一覧表(満20才~満69才の方向け)

*満20才未満の方向けのタイプについては、次ページでご確認ください。

保険期間		2日(1泊2日)まで			3日(2泊3日)まで		
ご契約タイプ		9AB	おすすめ 9XB	1YB	9AC	おすすめ 9XC	1YC
保険金額	傷害死亡	6,100万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	183万~6,100万	111万~3,700万	30万~1,000万	150万~5,000万	90万~3,000万	30万~1,000万
	治療・救済費用 (支払限度額/1事故1疾病あたり)	無制限	制限 ^{※1}	1,000万円	無制限	制限 ^{※1}	1,000万円
	疾病死亡 (疾病応急治療・救済費用300万円限度)	3,000万円	3,000万円	980万円	2,180万円	1,490万円	520万円
	個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品 ^{※2} 損害(1あたり10万円限度) (盗難等・航空機事故などの場合は5万円限度)	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	10万円
	緊急歯科治療費用 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物遅延 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
保険料	6,000円	5,000円	3,000円	6,000円	5,000円	3,000円	

保険期間		4日(3泊4日)まで			5日(4泊5日)まで		
ご契約タイプ		9AD	おすすめ 9XD	1YD	9AE	おすすめ 9XE	1YE
保険金額	傷害死亡	5,500万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	165万~5,500万	90万~3,000万	57万~1,900万	150万~5,000万	90万~3,000万	30万~1,000万
	治療・救済費用 (支払限度額/1事故1疾病あたり)	無制限	制限 ^{※1}	1,000万円	無制限	制限 ^{※1}	1,000万円
	疾病死亡 (疾病応急治療・救済費用300万円限度)	2,890万円	2,700万円	1,000万円	1,220万円	650万円	670万円
	個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品 ^{※2} 損害(1あたり10万円限度) (盗難等・航空機事故などの場合は5万円限度)	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	10万円
	緊急歯科治療費用 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物遅延 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
保険料	7,000円	6,000円	4,000円	7,000円	6,000円	4,000円	

保険期間		6日(5泊6日)まで			7日(6泊7日)まで		
ご契約タイプ		9AF	おすすめ 9XF	1YF	9AG	おすすめ 9XG	1YG
保険金額	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	150万~5,000万	90万~3,000万	30万~1,000万	150万~5,000万	90万~3,000万	30万~1,000万
	治療・救済費用 (支払限度額/1事故1疾病あたり)	無制限	制限 ^{※1}	1,000万円	無制限	制限 ^{※1}	1,000万円
	疾病死亡 (疾病応急治療・救済費用300万円限度)	1,720万円	1,240万円	820万円	2,630万円	260万円	910万円
	個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品 ^{※2} 損害(1あたり10万円限度) (盗難等・航空機事故などの場合は5万円限度)	30万円	30万円	20万円	30万円	20万円	10万円
	緊急歯科治療費用 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物遅延 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
保険料	8,000円	7,000円	5,000円	9,000円	7,000円	5,000円	

保険期間		8日(7泊8日)まで			9日(8泊9日)まで		
ご契約タイプ		9AH	おすすめ 9XH	1YH	9AJ	おすすめ 9XJ	1YJ
保険金額	傷害死亡	5,340万円	3,000万円	700万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	160万~5,340万	90万~3,000万	21万~700万	150万~5,000万	90万~3,000万	30万~1,000万
	治療・救済費用 (支払限度額/1事故1疾病あたり)	無制限	制限 ^{※1}	1,000万円	無制限	制限 ^{※1}	1,000万円
	疾病死亡 (疾病応急治療・救済費用300万円限度)	3,000万円	1,170万円	240万円	2,070万円	1,850万円	640万円
	個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品 ^{※2} 損害(1あたり10万円限度) (盗難等・航空機事故などの場合は5万円限度)	30万円	20万円	10万円	30万円	30万円	15万円
	緊急歯科治療費用 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物遅延 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
保険料	10,000円	8,000円	5,000円	10,000円	9,000円	6,000円	

保険期間		10日(9泊10日)まで			11日(10泊11日)まで		
ご契約タイプ		9AK	おすすめ 9XK	1YK	9AL	おすすめ 9XL	1YL
保険金額	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	2,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	150万~5,000万	90万~3,000万	30万~1,000万	150万~5,000万	60万~2,000万	30万~1,000万
	治療・救済費用 (支払限度額/1事故1疾病あたり)	無制限	制限 ^{※1}	1,000万円	無制限	制限 ^{※1}	1,000万円
	疾病死亡 (疾病応急治療・救済費用300万円限度)	2,960万円	1,030万円	520万円	1,640万円	920万円	590万円
	個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品 ^{※2} 損害(1あたり10万円限度) (盗難等・航空機事故などの場合は5万円限度)	30万円	20万円	10万円	30万円	20万円	20万円
	緊急歯科治療費用 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物遅延 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
保険料	11,000円	9,000円	6,000円	11,000円	9,000円	7,000円	

保険期間		12日(11泊12日)まで			13日(12泊13日)まで		
ご契約タイプ		9AM	おすすめ 9XM	1YM	9AN	おすすめ 9XN	1YN
保険金額	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,400万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	150万~5,000万	90万~3,000万	30万~1,000万	162万~5,400万	90万~3,000万	30万~1,000万
	治療・救済費用 (支払限度額/1事故1疾病あたり)	無制限	制限 ^{※1}	1,000万円	無制限	制限 ^{※1}	1,000万円
	疾病死亡 (疾病応急治療・救済費用300万円限度)	2,490万円	840万円	1,000万円	2,920万円	1,820万円	940万円
	個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品 ^{※2} 損害(1あたり10万円限度) (盗難等・航空機事故などの場合は5万円限度)	30万円	20万円	10万円	30万円	20万円	20万円
	緊急歯科治療費用 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物遅延 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
保険料	12,000円	10,000円	7,000円	13,000円	11,000円	8,000円	

保険期間		14日(13泊14日)まで			15日(14泊15日)まで		
ご契約タイプ		9AP	おすすめ 9XP	1YP	9AQ	おすすめ 9XQ	1YQ
保険金額	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	2,500万円	1,000万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	150万~5,000万	90万~3,000万	30万~1,000万	150万~5,000万	75万~2,500万	30万~1,000万
	治療・救済費用 (支払限度額/1事故1疾病あたり)	無制限	制限 ^{※1}	1,000万円	無制限	制限 ^{※1}	1,000万円
	疾病死亡 (疾病応急治療・救済費用300万円限度)	2,460万円	940万円	800万円	1,540万円	620万円	1,000万円
	個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品 ^{※2} 損害(1あたり10万円限度) (盗難等・航空機事故などの場合は5万円限度)	30万円	20万円	15万円	30万円	20万円	10万円
	緊急歯科治療費用 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物遅延 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
保険料	13,000円	11,000円	8,000円	13,000円	11,000円	8,000円	

- ※1 無制限とは、治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救済費用を終身補償するものではありません。
- ※2 携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難・強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。
- ※3 1回の寄託手荷物遅延につき、10万円をお支払いの限度とします。

重要

①旅行者(被保険者)が満20才(旅行出発日時時点)の場合

上記①または②に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病それぞれ合算して1,000万円を上限とさせていただきます。P.7~8に別

②申込人と旅行者(被保険者)が異なる場合

死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済と別途ご契約タイプを記載しておりますので、ご確認ください。

ご契約タイプ一覧表(満20才未満の方向け)

*満20才~満69才の方向けのタイプについては、前ページでご確認ください。

保険期間	2日(1泊2日)まで		3日(2泊3日)まで	
	おすすめ 9YB	1YB	おすすめ 9YC	1YC
ご契約タイプ				
傷害死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円~1,000万円	30万円~1,000万円	30万円~1,000万円	30万円~1,000万円
治療・救済費用 (支払限度額/事故1疾病あたり)	無制限 ^{※1}	1,000万円	無制限 ^{※1}	1,000万円
	(疾病応急治療・救済 費用300万円限度)			
疾病死亡	530万円	980万円	1,000万円	520万円
個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品 ^{※2} 損害(1あたり10万円) (盗難・火災・航空機事故などの場合は5万円限度)	10万円	30万円	20万円	10万円
緊急歯科治療費用 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物遅延 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
保険料	3,000円	3,000円	4,000円	3,000円

*満70才~満80才の方向けのタイプについては、次ページでご確認ください。

保険期間	4日(3泊4日)まで		5日(4泊5日)まで	
	おすすめ 9YD	1YD	おすすめ 9YE	1YE
ご契約タイプ				
傷害死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円~1,000万円	57万円~1,900万円	30万円~1,000万円	30万円~1,000万円
治療・救済費用 (支払限度額/事故1疾病あたり)	無制限 ^{※1}	1,000万円	無制限 ^{※1}	1,000万円
	(疾病応急治療・救済 費用300万円限度)			
疾病死亡	470万円	1,000万円	700万円	670万円
個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品 ^{※2} 損害(1あたり10万円) (盗難・火災・航空機事故などの場合は5万円限度)	10万円	30万円	15万円	10万円
緊急歯科治療費用 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物遅延 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
保険料	4,000円	4,000円	5,000円	4,000円

保険期間	6日(5泊6日)まで		7日(8泊7日)まで	
	おすすめ 9YF	1YF	おすすめ 9YG	1YG
ご契約タイプ				
傷害死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円~1,000万円	30万円~1,000万円	30万円~1,000万円	30万円~1,000万円
治療・救済費用 (支払限度額/事故1疾病あたり)	無制限 ^{※1}	1,000万円	無制限 ^{※1}	1,000万円
	(疾病応急治療・救済 費用300万円限度)			
疾病死亡	750万円	820万円	980万円	910万円
個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品 ^{※2} 損害(1あたり10万円) (盗難・火災・航空機事故などの場合は5万円限度)	30万円	20万円	10万円	10万円
緊急歯科治療費用 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物遅延 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
保険料	6,000円	5,000円	6,000円	5,000円

保険期間	8日(7泊8日)まで		9日(8泊9日)まで	
	おすすめ 9YH	1YH	おすすめ 9YJ	1YJ
ご契約タイプ				
傷害死亡	1,000万円	700万円	1,000万円	1,000万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円~1,000万円	21万円~700万円	30万円~1,000万円	30万円~1,000万円
治療・救済費用 (支払限度額/事故1疾病あたり)	無制限 ^{※1}	1,000万円	無制限 ^{※1}	1,000万円
	(疾病応急治療・救済 費用300万円限度)			
疾病死亡	890万円	240万円	1,000万円	640万円
個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品 ^{※2} 損害(1あたり10万円) (盗難・火災・航空機事故などの場合は5万円限度)	20万円	10万円	10万円	15万円
緊急歯科治療費用 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物遅延 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
保険料	7,000円	5,000円	7,000円	6,000円

保険期間	10日(9泊10日)まで		11日(10泊11日)まで	
	おすすめ 9YK	1YK	おすすめ 9YL	1YL
ご契約タイプ				
傷害死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円~1,000万円	30万円~1,000万円	84万円~2,800万円	30万円~1,000万円
治療・救済費用 (支払限度額/事故1疾病あたり)	無制限 ^{※1}	1,000万円	無制限 ^{※1}	1,000万円
	(疾病応急治療・救済 費用300万円限度)			
疾病死亡	890万円	520万円	1,000万円	590万円
個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品 ^{※2} 損害(1あたり10万円) (盗難・火災・航空機事故などの場合は5万円限度)	20万円	10万円	30万円	20万円
緊急歯科治療費用 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物遅延 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
保険料	8,000円	6,000円	9,000円	7,000円

保険期間	12日(11泊12日)まで		13日(12泊13日)まで	
	おすすめ 9YM	1YM	おすすめ 9YN	1YN
ご契約タイプ				
傷害死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円~1,000万円	30万円~1,000万円	72万円~2,400万円	30万円~1,000万円
治療・救済費用 (支払限度額/事故1疾病あたり)	無制限 ^{※1}	1,000万円	無制限 ^{※1}	1,000万円
	(疾病応急治療・救済 費用300万円限度)			
疾病死亡	880万円	1,000万円	1,000万円	940万円
個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品 ^{※2} 損害(1あたり10万円) (盗難・火災・航空機事故などの場合は5万円限度)	20万円	10万円	30万円	20万円
緊急歯科治療費用 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物遅延 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
保険料	9,000円	7,000円	10,000円	8,000円

保険期間	14日(13泊14日)まで		15日(14泊15日)まで	
	おすすめ 9YP	1YP	おすすめ 9YQ	1YQ
ご契約タイプ				
傷害死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円~1,000万円	30万円~1,000万円	30万円~1,000万円	30万円~1,000万円
治療・救済費用 (支払限度額/事故1疾病あたり)	無制限 ^{※1}	1,000万円	無制限 ^{※1}	1,000万円
	(疾病応急治療・救済 費用300万円限度)			
疾病死亡	650万円	800万円	780万円	1,000万円
個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品 ^{※2} 損害(1あたり10万円) (盗難・火災・航空機事故などの場合は5万円限度)	25万円	15万円	15万円	10万円
緊急歯科治療費用 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機寄託手荷物遅延 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円
保険料	10,000円	8,000円	10,000円	8,000円

- ※1 無制限とは、治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救済費用を終身補償するものではありません。
- ※2 携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難・強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。
- ※3 1回の寄託手荷物遅延につき、10万円をお支払いの限度とします。

重要

●申込人と旅行者(被保険者)が異なる場合

上記に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して1,000万円を上限とさせていただきます。

*旅行者(被保険者)がこの年令に該当し、かつ申込人が異なる場合、ご契約タイプが「1Z〇」のタイプのみお選びいただけます。
*満69才以下の方向けのタイプについては、前ページでご確認ください。
*満81才以上の方は当自動販売機からはご契約できません。

ご契約タイプ一覧表(満70才~満80才の方向け)

Table with 3 columns for insurance periods: 2日(1泊2日)まで, 3日(2泊3日)まで, 4日(3泊4日)まで. Rows include insurance type, death benefits, medical expenses, and premiums.

Table with 3 columns for insurance periods: 5日(4泊5日)まで, 6日(5泊6日)まで, 7日(6泊7日)まで. Rows include insurance type, death benefits, medical expenses, and premiums.

Table with 3 columns for insurance periods: 8日(7泊8日)まで, 9日(8泊9日)まで, 10日(9泊10日)まで. Rows include insurance type, death benefits, medical expenses, and premiums.

Table with 3 columns for insurance periods: 11日(10泊11日)まで, 12日(11泊12日)まで, 13日(12泊13日)まで. Rows include insurance type, death benefits, medical expenses, and premiums.

Table with 3 columns for insurance periods: 14日(13泊14日)まで, 15日(14泊15日)まで. Rows include insurance type, death benefits, medical expenses, and premiums.

Table with 3 columns for insurance periods: 16日(15泊16日)まで, 17日(16泊17日)まで. Rows include insurance type, death benefits, medical expenses, and premiums.

Table with 3 columns for insurance periods: 18日(17泊18日)まで, 19日(18泊19日)まで, 20日(19泊20日)まで. Rows include insurance type, death benefits, medical expenses, and premiums.

Table with 3 columns for insurance periods: 21日(20泊21日)まで, 22日(21泊22日)まで, 23日(22泊23日)まで. Rows include insurance type, death benefits, medical expenses, and premiums.

- *1 無制限とは、治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救済費用を終身補償するものではありません。
*2 携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。
*3 1回の寄託手荷物遅延につき、10万円をお支払いの限度とします。

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)

「海外旅行保険」をご契約いただくお客さまへ

(必ずお読みください。▲印を記載した項目はお客さまにとって特に重要な情報ですので、ご注意ください。)
ご質問・ご相談などのお問合せ先につきましては、最終ページにてご確認ください。)

契約概要のご説明

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえで申し込んでください。またこの説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険の約款、ご契約のしおりまたはパンフレットにてご確認ください。ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

この商品は、海外旅行保険の旅行行程中(注)に被保険者(保険の対象となる方、以下「被保険者」といいます。)がケガをしたときや病気になったときなどを主に補償する保険です。各補償内容など詳細につきましては「2. 保障(補償)内容」にてご確認ください。

主な補償項目	ケガによる		病気による	
	死亡	後遺障害	入院・通院	死亡
傷害死亡	○	×	×	×
傷害後遺障害	×	○	×	×
治療・救済費用	×	×	○	○
疾病死亡	×	×	×	×

○：補償対象です。
×：補償対象ではありません。

(注)「旅行行程中」とは、保険証券(契約証)記載の被保険者がご契約の海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまでをいいます。なお、保険期間(保険のご契約期間、以下「保険期間」といいます。)が旅行期間と異なる場合、「旅行行程中」を「保険期間」と旅行期間が重なる間と読みかえます。

▲<「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】に関するご注意>
この保険には、保険期間が31日までの契約で、治療・救済費用、疾病治療費用または救済者費用がセットされている場合に、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」がセットされています。この特約では、「ご旅行前の病気に対する応急治療」を所定の金額を限度に補償します。また、この特約がセットされる保険契約の保険期間は、延長分も含め最長31日までです。31日超の保険期間に延長する場合、31日を超える期間については、この特約はセットされません。なお、保険期間終了前にお手続きを完了されませんと保険期間の延長はできませんのでご注意ください。

① 医師の処置、処方または健康上の理由により、旅行中も継続して処置、処方または治療することを予定されていた透析、インスリン注射、その他の薬剤などの費用などについては、保険金をお支払いできません。

② 海外旅行開始前より渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配を含みます。)などについては、保険金をお支払いできません。

▲<「緊急歯科治療費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】に関するご注意>
保険期間31日までのご契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされているご契約の場合、「保険期間中の急激な発症・悪化による緊急歯科治療」を保険期間内で、10万円を限度に補償します。また、この特約がセットされる保険契約の保険期間は延長分も含め最長31日までです。31日超の保険期間に延長する場合、31日を超える期間については、この特約はセットされません。なお、保険期間終了前にお手続きを完了されませんと保険期間の延長はできませんのでご注意ください。

① 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、歯髄・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。

② 緊急歯科治療を伴わない検査、歯髄の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。

※延長手続きについては「その他のご注意」の「2. ご契約後にご注意いただきたいこと」にてご確認ください。

2. 保障(補償)内容

保険金をお支払いする主な場合・お支払いできない主な場合を記載しています。ご契約される保険の種類やセットされる特約により保障(補償)内容が異なりますので、詳細につきましては、保険の約款、ご契約のしおりまたはパンフレットにてご確認ください。

(1) 保険金をお支払いする主な場合とお支払いする保険金

① 傷害死亡	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときに、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでにお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした金額を差し引いた残額をお支払いします。
② 傷害後遺障害	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたときに、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。(ただし、保険期間を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。)

2011年8月

AIU 保険会社

エイアイユー インシュアランス カンパニー

ア. 傷害治療費用部分	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき、治療費用などのうち被保険者が実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額を1回のケガにつき治療・救済費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。	(注1) 保険期間が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」(妊娠22週以上の異常(妊娠後発症)は除く)により医師の治療を開始した場合をお支払いの対象とします。(注2) 疾病に関する応急治療・救済費用補償特約に限り、治療・救済費用の保険金額が300万円以上の場合には支払限度額が300万円となります。(注3) 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。
イ. 疾病治療費用部分	「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」(※)により旅行行程中に医師の治療を開始したときまたは、旅行行程中に感染した特定の感染症が原因で、旅行行程終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したとき、治療費用などのうち被保険者が実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額を1回の病気につき治療・救済費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。(※) その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。	
③ 治療・救済費用	旅行行程中に被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険契約者、被保険者またはその親族の方が実際に支出した救済費用などをお支払いします。ただし、1回の事故について治療・救済費用保険金額をお支払いの限度となります。 a. 病った急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき b. 病気または妊娠、出産、早産、流産を直接の原因として死亡したとき c. 発病した病気により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。) d. 病った急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。ただし、保険期間が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」で補償できる場合に限り、お支払いの対象となります。) e. 搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難したとき、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の死亡が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要となるとき f. 誘拐または行方不明になったとき(救済者費用追加補償特約)	
ウ. 救済費用部分		
④ 疾病に関する応急治療・救済費用	「1. 商品の仕組み」の「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】に関するご注意にてご確認ください。	
⑤ 緊急歯科治療費用	「1. 商品の仕組み」の「緊急歯科治療費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】に関するご注意にてご確認ください。	
⑥ 疾病死亡	旅行行程中に被保険者が次のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 a. 病気により死亡したとき b. 旅行行程中に発病した病気または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」(※)により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき(旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限り。) c. 旅行行程中に感染した特定の感染症が原因で、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき(※) その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。	
⑦ 個人賠償責任	旅行行程中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物(※)を壊したりして損害をあたえ、法律上の賠償責任を負ったときに、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金などをお支払いします。(※) 契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品を含みます。	

<p>⑧携行品</p>	<p>旅行行程中に偶然な事故によって携行品(※)に損害が生じたときに、携行品1つ(1点、1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券などの場合は事故後に支出した費用で合計5万円限度)を限度とし、損害額をお支払いします。お支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。</p> <p>(※)携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などの身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用するもの、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)の物、別送品などは含まれません。</p>	<p>(注)損害額とは、修理費または購入費から減価償却した金額のいずれか低い方をいいます。</p>
<p>⑨航空機 寄託手荷物運延</p>	<p>旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限り)の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物か、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったときに、1回の事故につき10万円を限度として、航空機到着後96時間以内に被保険者が目的地において負担した①衣類購入費②生活必需品購入費③身の回り品購入費をお支払いします。※「購入」にはレンタル費用も含まれます。</p>	<p>(注)寄託手荷物が被保険者のもとに到着したとき以降に左記①～③を購入した費用は除きます。</p>

△(2) 保険金をお支払いできない主な場合

傷害死亡

次のような事由により生じたケガ

- 被保険約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、早産、流産 ●被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ●戦争、革命などの事変 ●放射線照射、放射能汚染 ●旅行行程開始前または終了後に発生したケガ

…など

傷害後遺障害

①次のような事由により生じたケガ

- 被保険約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、早産、流産 ●被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ●戦争、革命などの事変 ●放射線照射、放射能汚染 ●旅行行程開始前または終了後に発生したケガ

②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの

…など

(カイルプラクティック等にかかわる費用補償対象外特約セット)(救護者費用等追加治療・救護費用 補償特約セット)(妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット(保険期間31日までの契約にセットされます。))

①次のような事由により生じた費用

- 被保険約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為(自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救護費用を除きます。) ●被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ●死亡した場合の救護費用を除きます。 ●戦争、革命などの事変 ●放射線照射、放射能汚染

②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの

③妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされ、妊娠初期の異常により医師の治療を開始した場合にはお支払いの対象となります。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。)

④歯科疾病(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、ご旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。)

⑤カイルプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療

…など

疾病に関する応急治療・救護費用(保険期間31日までの契約にセットされます。)

- 旅行行程終了後に治療を開始した場合 ●治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ●旅行開始前より、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。)

…など

緊急歯科治療費用(保険期間31日までの契約にセットされます。)

義歯・歯科矯正装置の欠陥、自然消耗、性質によるさび・かび・変色、キズ・塗料のはがれなどの外観上の損傷、ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為

…など

疾病死亡

①次のような事由により生じた病気

- 被保険約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、革命などの事変 ●放射線照射、放射能汚染

②妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気

③歯科疾病

…など

個人賠償責任

①次のような事由により生じた損害

●被保険約者または被保険者の故意 ●戦争、革命などの事変 ●放射線照射、放射能汚染

②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害

- 被保険者の職業上の行為に関する損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●自動車(※1)、船(※2)、航空機、銃器(※3)の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ●受託物に対する損害賠償責任(他人から借りたものを含みます。)
- 汚染物質に起因する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

…など

(※1)レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノービルなどはお支払いの対象となります。

(※2)ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。

(※3)空気銃はお支払いの対象となります。

携行品

次のような事由により生じた損害

- 携行品の置き忘れ、紛失 ●被保険約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ●被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故 ●戦争、革命などの事変 ●放射線照射、放射能汚染 ●没収、破壊など、携行品に対する国や公共団体の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港などの安全確認検査での錠の破壊を除きます。)
- 携行品の欠陥または自然の消耗

…など

(注)レンタル業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じレンタル業者から賠償請求された場合は、上記「個人賠償責任」で保険金をお支払いすることができます。

航空機寄託手荷物運延

次のような事由により生じた費用

- 被保険約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●戦争、革命などの事変 ●放射線照射、放射能汚染

…など

その他

- 事故が生じたときまたは弊社が保険金を支払うべきときに、被保険約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がテロリストなどに該当するとき

(注)テロリストなどとは、米国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control)が制裁対象としてリスト(<http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/sdn/t11sdn.pdf>)に掲載している、テロリスト、テロリスト組織に属する者、麻薬密売人または核兵器、化学兵器、生物兵器を製造もしくは拡散する者などをいいます。

●弊社が告知を求めた渡航先において生じた事故であるとき、保険契約を結ぶ際にその渡航先への渡航の予定がなかった場合など、いかなる場合においても、同様となります。

…など

3. セットできる主な特約およびその概要

この保険にセットできる特約をご用意しています。詳細につきましては、保険の約款・ご契約のしおりにてご確認ください。

4. 保険期間

保険期間は、海外旅行のために住居を出発してから住居に帰られるまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。(なお、保険期間内でも、住居に帰られた時に保険は終了します。)実際にご契約ただいお客さまの保険期間につきましては、申込内容確認画面にてご確認ください。なお、満期日の管理とご継続の手続きは、保険契約者ご自身で行っていただくことが原則となりますので、ご注意ください。

5. 引受条件(保険金額など)

- ①ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。既にこの保険と同一の補償内容を提供する他の保険契約をお持ちの方は、両方の保険金額を合計してご参照ください。(年齢、健康状態、お仕事内容、保険金額の自社他社合算の合計額、渡航先(注)、旅行目的、その他の事由からご希望のプランのお引受けができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。)

(注)「キーホルダー」が渡航先に含まれる場合にはお引き受けできませんので、あらかじめご了承ください。

- ②保険契約者と被保険者が異なる場合、被保険者の同意の署名がない場合、または被保険者が旅行出発日時時点で満15才未満の場合は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1,000万円を上限とさせていただきます。

6. 保険料

保険料は、ご契約金額、保険期間、ご年齢などによって決定されます。また、実際にお客さまに払い込みいただく保険料につきましては、申込内容確認画面に記載されたものになりますので必ずご確認ください。

7. 保険料の払込み

保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。

8. 満期返れい金および配当金

「海外旅行保険」には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

9. 解約時の返還保険料の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。
なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち、残っている保険期間の保険料を解約時の返還保険料としてお支払いする場合があります。
なお、ご契約者から書面による通知をいただいた日を、解約日とします。
計算式：(返還保険料) = (契約時払込保険料) - (原保険期間開始日から解約日までの保険期間に相当する保険料)

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください。また、この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約の申込後であってもお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリングオフ)を行うことができます。
なお、保険期間が1年以下のご契約、法人または法人でない社団・財団などが締結されたご契約などはクーリングオフはできませんので、ご注意ください。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、海外旅行保険・ご契約のしおり(保険小冊子)内に記載のクーリングオフについての説明をご参照ください。

2. 告知義務および通知義務など

(1) 告知義務

- ご契約者や被保険者には、保険契約の締結に際し、保険会社が契約上重要として回答を求めた事項(告知事項)に対し、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
ア、ご契約のお申込みにあたっては、年齢、旅行先、現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態、他の傷害保険契約、過去における保険金請求・受領の有無、旅行行程中の作業業または危険な運動の有無などの告知事項について書面でおたずねし、これらの内容に基づいてご契約をお引き受けできるかどうか判断させていただきます。
イ、ご契約者の公平性を保つため、健康状態やお仕事の内容などによっては、新規・継続にかかわらず、ご契約をお断りさせていただくことがあります。
ウ、他の傷害保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにおたずねするものごと。

(注)ここでいう「他の傷害保険」とは、他の海外旅行保険、普通傷害保険、グループ傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立普通傷害保険、積立家族傷害保険、積立ファミリー交通傷害保険、ライフスタイル傷害保険、積立女子保険などの傷害保険および同一の補償内容を提供する共済をいいます。

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には「告知義務違反」としてご契約を解除させていただくことがあります。また、保険金などをお支払いできないことがあります。
 - 上記告知につきましては、取扱代理店または弊社にご連絡ください。(弊社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しており、告知の受領権も有しています。)
- (2) 通知義務(保険契約の締結後に、弊社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご連絡いただく義務)
ご契約後、被保険者(保険の対象となる方)が保険期間中に行う職務を変更されるときは、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。また、下記のような職務に変更となる場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
・プロボクサー、プロレスラー、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職務

3. 責任開始日

- 保険責任は保険証券(契約証)に記載された保険期間の初日の午前0時以降で、海外旅行の目的をもって住居を出発してから開始します。
- 保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気などに対しては保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

保険金をお支払いできない主な場合については、前記の「契約概要のご説明」「2. 保険(補償)内容」(2)保険金をお支払いできない主な場合)にてご確認ください。この内容は、契約をお引き受けさせていただいた際に大変重要な事項になりますので、充分にご確認ください。

5. 保険料の払込猶予期間など

保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気などに対しては保険金をお支払いできません。

6. 解約時の返還保険料

解約時の返還保険料の有無などについては、前記の「契約概要のご説明」「9. 解約時の返還保険料の有無」にてご確認ください。

7. 保険会社破綻時の取扱い

- 保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、保険金・返還保険料などは原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
なお、損害保険会社が破産手続き開始の決定を受けた場合でも、その決定を受けた日から3か月までは、保険契約を解約することができます。

8. 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の利用目的

- 弊社はこのご契約に関する個人情報を以下の目的のために利用します。
- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
 - 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - 弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - その他保険に関連・付随する業務

(2) 個人情報の提供

あらかじめご本人が同意されている場合のほか、次の場合にご本人の個人情報を外部に提供することがあります。

- 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
 - ご本人または公共の利益のため必要であると認められる場合
 - 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)のため、再保険を取り扱う他の会社に提供する場合
 - ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると認められる場合
 - 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社など間で確認する場合(同一の損害または費用に対して他の保険契約などがあり、損害保険会社などに求償するために確認する場合を含みます。)
 - 保険金のお支払いのために必要な範囲において、保険事故の関係者(当事者、医療機関、修理業者など)に提供する場合
 - その他法令に根拠がある場合
- (3) 個人情報の取扱いに関するお問合せ先
AIU保険会社 お客様情報相談窓口：電話 0120-336-112(通話料無料)
(受付時間：午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く)
個人の個人情報取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。
URL: <http://www.aiu.co.jp/>

その他のご注意

1. お申込みの際、ご注意くださいこと

- 保険契約申込内容確認画面にて「申し込みます」ボタンを押される前に下記事項をご確認ください。
① 知っている事実を入力されなかったり、または事実と異なるを入力されていませんか。
② 死亡保険金受取人は法定相続人となります。
- 保険料は、ご契約と同時に払い込みください。
保険契約では、保険会社(代理店)が保険料を領収してはじめて保険金お支払いの責任を負うことになっておりますので、保険料は必ずご契約と同時に払い込みください。
- 保険金額(傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、治療・救済費用保険金額、傷害治療費用保険金額、疾病治療費用保険金額、疾病死亡保険金額などのご契約金額)の設定についてご注意ください。
ご契約の際、保険金額を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 被保険者の年齢や告知内容により、前年度と同じ条件でご契約を継続できない場合があります。
- ビッケルなどの登山用具を使用する登山、スカイダイビング、ハングライダー・搭乗などの危険なスポーツを行う場合または危険な職業に従事する場合は原則としてお引き受けできません。お引き受けする場合でも割増保険料が必要です。割増保険料を払い込みいただけない場合は保険金が削減される場合があります。
- 申し込み時に日本国外で永住権を持つ居住している方は、保険のお引受けはできません。また、申し込み時に既に海外へ渡航されている方や、海外からの申込みの場合も、保険のお引受けはできません。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、保険の約款およびこの説明書の内容を被保険者にご説明ください。

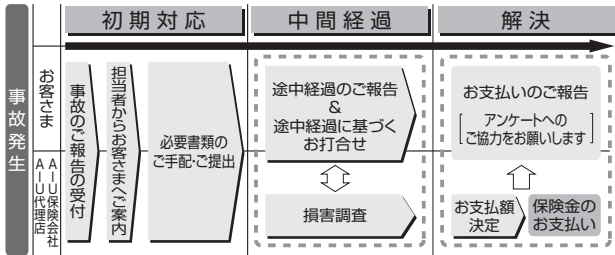
2. ご契約後にご注意いただきたいこと

- 保険証券(契約証)の保管
保険証券(契約証)は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券(契約証)の表示内容および添付されている保険約款などをご確認のうえ、大切に保管してください。
- 保険契約者の住所変更
ご契約後、保険契約者が住所または通知先を変更したときは、ただちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。重要なお知らせがお届けできない場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 旅行日程の変更の場合の保険期間延長手続きについて
ご旅行中、旅行日程の変更などで保険期間の延長をご希望の場合には、満期前に被保険者本人の委任を受けた日本にお届けの代理の方(ご家族・知人など)を介して、ご契約された取扱代理店または弊社にてお申し込みください。満期後にご本人様が海外に滞在したままでは、延長のお手続ができませんのでご注意ください。また、ご契約の内容などによっては保険期間の延長のお手続をお受けできないことがあります。
- 被保険者からの解約請求
被保険者がご契約者以外である契約について、被保険者となることに同意していなかったなどの場合は、ご契約者に対してこの被保険者の部分(限り)限り保険契約の解除を求めていることがあります。詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
また、本内容については、ご契約者から被保険者全員にお知らせください。

- (5) 重大事由による解除
 保険金を受け取る目的で事故を起こす、詐欺行為を行うなど、契約を継続することが困難と判断せざるを得なくなった場合は、この契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
 なお、これらの理由で発生した損害に対しては保険金はお支払いできません。
- (6) その他
 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

3. 事故が起きた場合

- (1) 保険金のお支払いの流れ(事故の内容や状況などによっては、異なった流れとなる場合もあります。)



- (2) 事故のご連絡
 万一、事故が起きた場合には、30日以内に取扱代理店または弊社事故受付センターなどにご連絡いただき、その後の処理についてご相談ください。なお、その損害が拡大しないように適切な処置を行っていただき、また、被害者との間で賠償額を決定(示談)される場合には、必ず事前に連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (3) 弊社に相談いただきたいこと
 損害賠償責任を補償する保険金(特約)に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときには、必ず事前に弊社へご通知いただき承認を得てください。その際に、弊社、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合には、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- (4) 保険金のご請求とお支払いについて
 ① 保険金のご請求に必要な主な書類は次のとおりです。(お支払する保険金の種類や事故の内容または損害の種類などにより異なります。また、保険金のご請求内容により、ご提出いただく書類の一部の省略が可能な場合があります。詳細については、事故のご報告をいただいた後にご案内させていただきます。)
 なお、弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

携行品や留守宅の家財などの損害および損害の額を確認する書類	被害品のリスト 修理見積書、損傷箇所の写真 修理不能証明書(修理業者発行)(修理が不可能な場合) 損害品を購入(取得)したときの領収書、保証書、取扱説明書 被害が生じた物の所有を確認できる書類 …など
寄託手荷物の遅延によって生じた費用の確認書類	寄託手荷物である下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入または貸与を受けたときの費用の領収書 寄託手荷物である洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品の購入または貸与を受けたときの費用の領収書 購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、やむを得ず必要となった身の回りを購入し、または貸与を受けた場合の費用の領収書 …など
救援者費用の確認書類	捜索救助費用の領収書や支払証明 航空運賃等交通費、救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃の領収書 宿泊施設の客室料、現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料の領収書 遺体輸送費用または転院などのための移転費 死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用の領収書 諸雑費、救援者の渡航手続費ならびに救援者または被保険者が現地において支出した交通費、被保険者の入院もしくは救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等の領収書 旅券印紙代、査証料、予防接種料等の領収書 …など

- ② 包括契約の場合、「被保険者の渡航期間・渡航国・渡航目的などを確認できる契約者備付の帳簿」など弊社が支払うべき保険金を算出するための書類の閲覧や写しの提示をいただく場合があります。
- ③ 弊社が求めた書類に必要事項をご記入の上ご提出いただいた日を、請求完了日とします。弊社では、原則として請求完了日からその日を含めて30日以内に、保険金お支払いに必要な確認を終え、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる場合は、保険金請求に必要な書類が弊社に到着した日から30日以内にお支払いします。ただし、次の場合は、30日を超える場合があります。
- ア. 医療機関などの専門的な判断、後遺障害の認定、公的機関の調査結果など、外部の判断が必要な場合
 イ. 保険金のお支払いに必要な調査に対し、妨害などがあつた場合
- ④ 個人賠償責任においては、被害者(事故の相手方)に先取特権(被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利)があります。
- ⑤ 他に同様の補償をする保険がある場合のお支払方法
 他に同一の事故に対して補償を受けられる保険(共済を含みます。)がある場合でも、弊社は独立して保険金をお支払いします。ただし、他の保険により保険金が支払われるときは、その金額を損害額から差し引いて保険金をお支払いします。(万一、他の保険契約および弊社より重複して同一の補償を受けた場合には、弊社が支払った保険金を返還していただくことがあります。)
- (5) 保険金ご請求の期限(時効)
 保険金をご請求いただける期間は、保険の約款に定める保険金の請求権が発生したときから3年間となります。時効期間を超えた場合は、保険金をお支払いできなくなりますのでご注意ください。なお、ご契約の継続にあたっては、保険金の請求に漏れないかご確認ください。

海外旅行保険保険金請求書類

保険金の請求に必要な書類	
保険金の請求書など	海外旅行保険 保険金請求書兼同意書(海外旅行保険・ご契約のしおり(保険小冊子)に封入されています。弊社ウェブサイトからもダウンロードしていただけます。) 保険証券(契約証) 印鑑証明書(保険金受取人、相続人、代理人など) パスポート(写し) 被保険者の渡航期間・渡航国・渡航目的などを確認できる契約者備付の帳簿 医療情報、個人情報にかかわる調査の同意書…など
事故の発生状況や、保険金のお支払いの対象となる事故であることなどを確認する書類	事故の種類や発生場所ごとに、公の機関(やむを得ない場合は第三者)の発行する証明書(交通事故証明書、盗難・焼失など公的機関が発行する証明書、遅延/欠航証明書など) 免許証などの資格証明書 …など
保険金請求者が被保険者であることを証明する書類	住民票、健康保険証、戸籍謄本 など
法定相続人を確認する書類	法定相続権者からの委任状、戸籍謄本、印鑑証明書 など
保険金の代理請求を確認する書類	代理請求者の資格確認書類(戸籍謄本、印鑑証明書 など)
死亡を確認する書類	死亡診断書または死体検案書、被保険者の戸籍謄本 など
後遺障害の程度を確認する書類	後遺障害診断書、検査資料(画像・病理等の臨床検査記録) など
治療費用・投薬等の金額および入院・通院などの状況・診療内容を確認する書類	診断書、診療報酬明細書、治療費用・処方箋代や薬代等の領収書/レシート …など
賠償責任補償に関する確認書類	修理見積書、被害品のリスト、損傷箇所の写真 損害品を購入(取得)したときの領収書、保証書、死亡診断書または死体検案書 診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書 検査資料(レントゲン、CT、MRIなどの画像・病理等の臨床検査記録) 治療費用・処方箋代や薬代等の領収書/レシート 戸籍謄本、法定相続権者からの委任状、代理請求者の資格確認書類(戸籍謄本、印鑑証明書 など) 源泉徴収票、確定申告書など逸失利益の算定の基礎となる収入の額や休業損害の額を算定するために必要な書類 通院交通費等の領収書など、損害を確認する書類 示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを確認する書類 賃貸業者からの賃貸契約書または賃貸契約領収書 …など

4. 共同保険契約

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯するごとく単独別個に保険契約上の責任を負います。

取扱代理店

ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

2010年9月1日以降補償開始契約用

お問合せ先

1. 保険に関するお問合せ・ご相談・苦情

○この重要事項説明書もしくは保険証券記載の取扱代理店または弊社営業部支店の電話番号までご連絡ください。
○また、本店へお電話いただく際は下記までご連絡ください。

AIU 保険会社 本店

電話 0120-75-7151 (通話料無料) (受付時間: 午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く)

2. 事故のご報告・保険金のご請求

この重要事項説明書もしくは保険証券記載の取扱代理店、または下記AIU事故受付センターまでご連絡ください。

(注) 事故以外の各種お問合せは上記1.へお願いします。

AIU 事故受付専用ダイヤル

電話 0120-04-1799 (通話料無料) (受付時間: 24時間365日)

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンプスマンに解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

保険オンプスマン

電話 03-5425-7963 (受付時間: 午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日・年末年始等を除く)

ホームページ: <http://www.hoken-ombs.or.jp>

IP電話をご利用の場合、IP電話の設定により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

海外旅行保険 ご契約内容確認事項 (意向確認事項)

本書面は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただくために、ご提案しました保険商品がご契約者のご希望に合致した内容であること、ご契約をする上で特に重要な事項の欄に正しくご記入されていることを確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認ください。確認後のご提出は不要ですが、念のためお手元に保管ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、取扱代理店または取扱者までお問い合わせください。

ご契約者にご確認いただく欄

- 保険商品が以下の点でご契約者のご希望に合致した内容になっていることをご確認ください。
ご希望に合致していない場合は、取扱代理店または取扱者までお申し出ください。
 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)※お支払事由の詳細については重要事項説明書、パンフレットなどにてご確認ください。
 保険金額(ご契約金額)
 保険期間(保険のご契約期間。旅行期間に合わせて設定ください。)
 保険料
- 申込書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書の訂正が必要になりますので、取扱代理店または取扱者までお申し出ください。
 申込書の告知事項「他の保険契約の告知欄」は正しくご記入いただいていますか?
 被保険者(保険の対象となる方)の範囲についてご確認されましたか?(家族旅行特約セットの場合)
 旅行中に従事する職務がある場合、取扱代理店または取扱者にお申し出いただきましたか?
 旅行中に危険な運動を行う場合、取扱代理店または取扱者にお申し出いただきましたか?

■ 告知義務・通知義務について

お申込みの際、お引受け・保険料を決定するために申込書の告知欄で弊社がお伺いする事項(告知事項)については、事実を正確にご記入いただく「告知義務」があります。また、ご契約いただいた後も、保険証券記載の事項に変更が生じたときは、保険会社に通知いただく「通知義務」があります。故意または重大な過失により事実を告知されなかったり事実と異なる告知をされますと「告知義務違反」として、また、変更の生じた事実を遅滞なく通知されなかった場合は「通知義務違反」として、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただきますので、くれぐれもご注意ください。

■ 事故の通知について

この保険の対象になる事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。賠償事故が発生した場合も、30日以内にご連絡のうえ、その後の処置につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社と相談されずに支払われることのないようご注意ください。なお、盗難事故の場合は、ただちに所轄の警察署へ届出をしてください。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合せください。
- ご契約に際しましては、事前にも、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

● お問合せ・お申込みは

● 引受保険会社

AIU 保険会社

エイアイユー インシュアランス カンパニー

〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト

<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先: 旅行保険カスタマーセンター

TEL: 03-5611-0799

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)